

これまでの経過について

1 前回の分科会（令和3年3月に書面開催）

<決定事項>

（1）第5期千葉市地域福祉計画の策定方針（参考1を参照）

- ① 基本目標として、「地域共生社会の実現」を掲げ、包括的な支援体制の在り方等について検討するほか、「地域包括ケアシステムの構築」「介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などを盛り込んでいく。
- ② コロナ禍においても、住民同士の支え合いが継続、発展するよう、「新しい生活様式」や地域活動へのオンライン活用等の視点を取り入れる。
- ③ 計画期間は令和4～8年度の5年間とする（令和3年度は空白期間）。

（2）第5期千葉市地域福祉計画の骨子（参考2を参照）

- ① 第6章にコロナ禍において、活動を継続するために工夫している取り組みなどの取組事例を掲載する。

2 前回の分科会以降

4/28～ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が本市に適用。

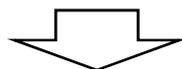
引き続き、新型コロナウイルス感染症により、地域活動が停滞し、区計画策定にあたり、地域情勢に配慮が必要な状況。

5/21 「区計画策定の今後の進め方」について、各区支え合いのまち推進協議会（委員長等）と意見交換会を実施。

6/30 「区計画策定の今後の進め方」について、2回目の意見交換会を実施。

<確認事項>

策定方針どおりの策定が困難な場合は、区支え合いのまち推進協議会の決定により、「具体的な取組み」の設定及び「重点取組項目」の選定を中間見直し（令和5年度中に実施予定）までに検討し、盛り込むことも可能とする。



	計画の構成	策定期間
①	基本目標(基本理念)	令和3年度中
②	基本方針(仕組み)	
③	施策の方向性	
④	具体的な取組み	令和5年度中までに 盛り込むことも可
⑤	重点取組地区	